

尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給目的)

第2条 三重県が定める「観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度」及び「飲食事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度」の「あんしんみえリア」の認証を受けた観光事業者、飲食事業者（以下「認証事業者」という。）に応援金を支給することにより、観光事業者、飲食事業者の認証取得を促進し、感染防止対策の徹底を図るとともに、来訪者及び市民が安心して利用できる環境づくりをすることを目的とする。

(支給対象者)

第3条 応援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に店舗等を有し、その店舗等で認証を受けた認証事業者とする。ただし、「あんしんみえリア」の認証日が令和5年3月15日までの認証を受けた認証事業者を対象とする。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、市内の店舗等につき1認証50,000円とする。

(応援金の申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、申請受付開始から令和5年3月20日までに、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金支給申請書（様式第1号）

(2) 「あんしんみえリア」の認証を受けたことがわかる通知等の写し

(3) 振込口座がわかるものの写し

(支給決定等)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、応援金の支給又は不支給を決定する。

2 応援金の支給を決定したときは、支給決定額を支給対象者が指定する金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(支給決定の取り消し)

第7条 受給者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合は、前条の規定による応援金の支給の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により取り消したときは、その旨を当該受給者に対して尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金支給取消・返還通知書（様式第2号）により通知する。

(応援金の返還)

第8条 前条の規定による取消しをした場合において、既に応援金を支給しているときは、期限を定めて、支給した額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日をもってその効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、第7条に規定する支給決定の取り消し及び第8条に規定する応援金の返還については、なおその効力を有する。